

Title	江戸時代における地縁と族縁
Sub Title	Locality groups and lineage groups in rhe Edo period
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1962
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.1 (1962.) ,p.51- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造との関連： 長野県諏訪市湖南南真志野：中間報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸時代における地縁と族縁

Locality Groups and Lineage Groups in the Edo Period

中 井 信 彦

高 橋 正 彦

Nobuhiko Nakai

Masahiko Takahashi

1. は し が き
2. 村落の内部構造
(1) — 小聚落「沢組」について
3. 村落の内部構造
(2) — 単婚小家族農民の成立とマキ
4. む す び

1 は し が き

南真志野を中心とする社会経済調査のうちで、その歴史的過程を担当するに当つて、われわれが当面の課題として取り上げたものは、基礎単位である農家が単婚小家族の形態をとるに至る過程を、その条件と再生産構造において把えることと、それら単婚小家族農民が、どのような閉鎖性と開放性をもつて、いかなる形態と内容をもつ相互の結合関係を持つてきたか、という2点であつた。

これらの問題点を全構造的に理解するためには、広範かつ詳細な史料の蒐集と分析とが必要であつて、調査はなお続行中であり、完成を後日に譲らなければならないが、一応の中間報告として単婚小家族農民による村落社会の確立までに時間を制限して、極めて概括的な叙述を試みておくこととする。

予備的な記述として、まずこの部落の歴史的概観を述べれば、第1に記憶すべきことは、この部落は極めて長い沿革を持つということである。い

まのところ、真志野に関する記録上の初見は承久元年(1219)である。即ち、同年8月15日の諏訪十郷日記(守矢真幸氏所蔵文書、信濃史料第3巻所収)に

「真志野 四十八丁

合廿五間之内 二間供僧

二間神主」

とみえるのがそれで、田地48町歩、在家25軒から成る郷であつて、大熊、金子、有賀などの周辺諸郷と共に、諏訪上社の所領に属していたことが知られる。⁽¹⁾

諏訪湖の水位とほとんど同一の標高にある沖積地を前面に望んだ山麓の傾斜地が、最も古いころから居住の適地であつたことは、北真志野字北に大安寺遺跡と呼ばれる考古学的遺跡があつて、標高800mほどの傾斜地中腹(諏訪湖の水位は759.3m)から縄文式土器、弥生式土器、土師式土器が発掘されており、また附近に古墳が散在することからも証明される。沖積地の1部が耕地化され始めたのは、恐らく弥生式文化の時期にまで遡ることができるのであろう。同一の傾斜地に沿つて、東南約2000mを距てたところに延喜式内の古社諏訪上社があることも、周辺開発の古さを推測せしめる。

さて、鎌倉時代初期承久元年の文献上の初見以

⁽¹⁾ この文書は信濃史料の編者が疑問を残しつつ収録したものである。

後、真志野に関する資料としては、大祝職位事書における建武2年(1335)の記録等もあるが、文明13年(1481)4月19日に、諏訪政満が山家光家を援けて小笠原氏と戦うため、真志野に出陣したこと(信濃史料第9巻)や、天文初年(1532—42)に諏訪頼重の家臣矢嶋織部丞なる者が真志野城の城主であつたこと(同第11巻p.180)などが散見する。戦国の争乱期に、真志野には諏訪氏の一族であり家臣である矢嶋氏が城を構えていたことが窺われる。現在、北真志野の裏山に城址があり、恐らく矢嶋氏の真志野城の跡であろうと推測される。

その後、諏訪氏を追つてこの地方を領した武田晴信が、天文17年(1548)3月24日に真志野の内で15貫文の地を千野靱員尉に宛行つており(信濃史料第11巻p.369)、翌18年(1549)8月23日に同じく真志野の内9貫文の地を浜右近進に宛行つている(同上、p.426)。これらの史料からみると、諏訪氏の家臣であつた矢嶋氏は武田氏の侵入に際してこの地を離れ、真志野郷の1部は武田氏に服した千野、浜両氏らに分給されたのであろう。

ついで、天正5年(1577)7月21日付宮坂家古文書によると、武田勝頼が諏訪下社に146貫180文の造営料を寄進したとき、そのうち44貫850文を真志野の負担分に指定しており、真志野には更に59貫256文を上社に納めることを命じていて、同郷が有力な郷村であつたことが知られる。そして、天正7年(1579)2月の上諏訪造宮帳(信濃史料第14巻、p.415)に収められている「真志野焼之宮造営之次第」には“御印判衆12人”と源大夫なる個人名とが見られる。御印判衆は武田氏から知行の給付をうけた者の意であろうから、武士的性格をあわせ持つ名主層が郷内に相当数所在し、郷外に居住する前記千野氏、浜氏らと共に真志野郷の分割給付をうけていたものと推測してよい。

この間、永禄10年(1567)と推定される卯月20日付の真志野郷宛武田信玄下知状写(南真志野習焼神社所蔵)に、同郷が上社に納めるべき祭礼用の桑代3貫文を無沙汰したとの神長官の申立て

に基づいて、“罪科不輕候、所詮如旧規可出用錢、猶令難渋者、郷中貴賤悉可有追放御分国之旨”を令している。武田氏の支配が強く郷中に行なわれていく過程を窺うに足るであろう。

しかし、間もなく武田氏は亡んで、天正18年(1590)に豊臣氏の家臣日根野高吉がこの地方の領主に封ぜられ、慶長6年(1601)まで真志野も日根野氏の支配をうけた。日根野氏は、新領地に対して直ちに検地を施行したが、真志野の検地帳は枝村ともいべき背後の外山の分だけしか現存せず、本村の検地帳は見出されない。

日根野氏領時代の真志野については、文禄年間の後山金山に関する若干の史料が残つていて、文禄2年(1593)6月に郷中の請負によつて金山の発掘が始められたことが知られる。それら金山関係文書(南真志野区有)には金子衛林、同小七郎同甚内など金子姓の個人名が郷側の有力者として見えている。文書の1通を次に掲げておく。

以上

当所金山御公用増野(〇真志野)分請切に年内中、金子貳分申定候、乍去此以後金子過分出申候ハ、以上可申付候、右通則京都へも可申入候、猶口上ニ申渡候、恐々謹言

文禄三年

石本善介

八月二日

次□(花押)

意齋

宗賢(花押)

ましの村

金こ衛林

同 甚内

同 小七郎

同 年寄中

同 惣兵衛

同 忠兵衛

慶長6年(1601)日根野吉明が下野国王生に封地を転されて、諏訪頼水が旧本領に復した。以後真志野は諏訪氏高島藩の領地として明治維新に至るまで領主の交替をみずに終つた。諏訪氏はその全藩領を東、西、下、の3筋に行政区劃を分かち、それぞれ代官を置いて農村の支配にあたらせた。諏訪湖と、それに注ぐ宮川とが行政上の境目

をなし、宮川の東を東筋、その西を西筋、高島宿と諏訪湖を含む西北部を下筋と名付けていた。真志野は西筋の北隅にあたるわけである。

中世以来の真志野郷（天正検地では真志野村）は、その後、南北の二カ村に分割された。この分村の行なわれた時期および事情を詳かにしないのは遺憾であるが、正保2年（1645）の検地帳（南真志野区有文書）は明らかに南真志野村とあるから、分村は正保検地またはそれに先立つ時期に行なわれたもので、17世紀前半のことであつたことだけは確かである。そして、この形が明治初年まで続いたのであつた。ただし、諏訪神社の祭祀関係と、入会山とに関する限り、分村後といえども“両真志野村”として1体をなしていたことは注目を要する。

2 村落の内部構造（1）

——小聚落“沢組”について——

南真志野の産土神である習焼社（野明、野焼、野炎とも）に立っている石の鳥居には、その笠石の下面に“文政九丙戌九月吉日”と、その造立の期日が刻まれている（原輝美氏、上島佐吾吉氏報）。この習焼社石鳥居の棟上げに関して、名主仁兵衛（原氏）の「万日記覚帳」（原輝美氏蔵）に次のような記事がみえる。文政九年九月九日の記事である。

鳥居棟上ケニ四組ニテ宍人宛あがり候様、役人組頭世話人一同役所ニテ八日夕相談仕候處中村名主仁兵衛、西沢年寄保左衛門、南沢世話人又七、年寄亥三郎殿は悴ぶそ故罷不出候様ニ被申候故、それ共ニ出せき（席）有之候得共、猶宜敷御座候段被申候、弥々十日棟上ケニテ郡方様御用有之候へハ保左衛門吉右衛門殿罷出候ニ付、私共沢ニはだれも棟上ケニ上ケリテ無御座候と被申候故、まいやニテ居合、組頭半左衛門小兵衛次郎兵衛、世話人ニテ又七源之助、六人ニテ相談の上名主宍人ニテ宜敷御座候と相談ニテ棟上ケ相すみ申候、其義ヲ十日之割合、又七かれこれ申候て世話人一同ニいろいろト申候處、仁兵衛申様ニは御役所之義大切ニ御座候得は左様ニは相成不申候故、保左衛門殿吉右衛門殿罷出候番ニ御

座候故申遣し候、猶又又七殿十日之日被申候は、拙者儀は北真志野村より参り候て村方ニても大はじ（恥）かき申候ト被申候、りふく（立腹）仕候は、御世話人ニテ西沢源之助殿何そは世話人あがり候ハ、私共もほそしが御座候得共人やとい候ても上がり候段申候、是以宜敷無御座候由大りふく（立腹）ニ御座候、役人組頭、リ（理）合之義段々申候處、左様ニ御座候得は皆相わかり申候故、世話人ニても何も申さぬト被申候、役人組頭ともきかぬ分ト被申候故、一同ニ勘定割合仕候
そして、翌10日には次の記事がある。

諸勘定調候て、四組古軒割合仕候、役人組頭世話人一同立合ニテ仕候。

ここに引用した習焼社石鳥居棟上げに関する名主の日記は、行文の意味を解しにくい部分もあるが、棟上げの前日に名主宅で役人（この村の村役人は名主1人と年寄2人）、4組の組頭および神社の世話人が寄合つて相談した結果、4組から1人づつ棟上げの鳥居に乗ることを決定した。ところが当日になつて藩の公用があり、予定されていた組代表の一部が不参となつたため、居合わせた組頭、世話人ならびに名主が、鳥居に乗るのを名主1人に変更した。鳥居に乗ることを認められなかつた世話人から翌日に異議が出たが、結局諒解がついて、役人、組頭、世話人立合の上で経費を4組の古軒割で計算した。このような経緯が述べられているのである。

この記事には、江戸時代における南真志野の村落自治の運営のされ方が表現されている。村の政治は、公的な村の代表者であると共に藩の行政上の末端組織でもある村役人（名主⁴¹、年寄）と、4つの沢組の代表者との合議によつて担われていたのである（鳥居の造立については、それに世話人が参加している）。4つの沢組とは、西沢、中村沢、野明沢および南沢であつて、野明沢から3つの分流が出て4本の沢水がほぼ並行して村内を

⁴¹ この村における村役人の名称は時代によって変化している。古くは肝煎といひ、庄屋と称した時代もある。江戸時代の後半には名主に固定した。

流れそれぞれの沢水に面した兩岸の家々を結んで、4個の小聚落としての沢組をなし、沢組の代表者を組頭と称していたわけである。従つて、この場合の組頭は、五人組の組頭とは全く別個のものであつた、

さて、このような沢組の結合が古い歴史を持つものであることは、最も古い具体的な史料である天正18年(1590)の外山検地帳によつても裏付けられる。外山の天正検地帳は、本村から深く奥山に入つた山間部の畑地を検地したものであるが、その名請人は一部に“かな山藤四郎”という類の金山関係者も含まれているけれども、圧倒的な部分が本村の農民によつて占められている。そして、それら本村居住の名請人には、それぞれ居住の小字が肩書されている。そこに見られる小字としては、西・中村・のやけ(野明)・南・辻・北・あしさわ、などがある。

さきにも述べた通り、真志野村は17世紀前半に南北二カ村に分村されたのであるが、その際に西沢・中村沢・野明沢・南沢の4沢をもつて南真志野村とし辻から北の沢々を北真志野村としたのであつた。従つて、沢組という小聚落結合は、恐らく近世以前に遡つても、現在と大差のない形をもつて存在していたと考えてよいのである。

村落自治のあり方を示す古い資料が得られないのは遺憾であるが、習焼社石鳥居造立に関する記事をさきに引用した文政9年(1826)の名主日記には、個々の事柄についての具体的な事例が数多くみられる。村の共同経費というべき歩銭(ぶせん)の割合の仕方などは切実な事柄であるだけに、記事も詳細をつくしている。それを詳しく紹介する紙幅の余裕がないが、順序だけを記せば、名主がまず四組の組頭を呼んで問題点を説明する(6月11日)。組頭はそれぞれ自己の沢組構成者を集めて“沢相談”を行ない、その結果は組頭から名主に報告する(6月12日)。4組の答が出揃つたところで、“四組御頭方寄合”が行なわれた(6月20日)。このときには野明沢と他の3組の意見とが分かれて一致をみなかつたため、組頭は再びそれぞれの沢寄合を開催してその結果を名主に報告した(6月23日)。名主は即日四組御頭寄合

を催したが依然前回のままで意見の一致をみない(6月23日)。各沢からは意見不変の報告が、また名主のもとに報ぜられ(6月24日、25日)、名主は事態を打開するため野明沢の組頭に沢での再考を促すが(6月26日朝)、沢相談の結果として変更できない旨が出る(6月29日夕)。名主はさらに4組御頭方寄合を行なつて、その席で3組の組頭から野明沢組頭に対して善処を望み、その結果によつては3組も沢相談で再考する旨の申入れがなされる(6月29日)。野明沢では2回に亘つて沢相談を開いたが、結局意見は変えられないと名主に報告する(7月2日)。名主は更に4組御頭衆の寄合を行なうが効果がなく(7月2日夕)、西沢からは村役人の責任において従来通りの方法で自分の沢だけでも割合をしてほしいという申入れが名主になされる(7月3日)。事態収拾の法を見出すため、名主・年寄は藩に出頭したが、藩の役人はもう一度村内で相談せよと指示するにとどまつた(7月9日)。その夜、名主は組頭を集めた結果、割合は4組の意見一致後に行なうことを夜明けまでかかつて決定した(7月9日夕)。その後も各組毎に沢相談を催すが、3組と野明沢との意見調整ができず、結局4組組頭が年寄付添で藩に呼び出され“とくと村中相談可致”との勧告をうける(7月29日)。8月に入つて沢相談・組頭寄合はますます回を重ね、その間に西沢が他の3組と意見を異にする時期もあつて永引き、漸く9月16、17の両日に至つて解決をみている。

この時の名主仁兵衛は、村の名門であるのみならず、永く二ノ丸衆として武士であつたが、二ノ丸騒動と呼ばれる藩侯のお家騒動を機会に帰農し、土地の所持高も村内随一の有力者であつた。それにも拘わらず、村政における役割は4組の意見調整のための斡旋の域を出ていない。同様に、各沢の組頭もまた“平方”(組頭およびその前任者以外の組構成員)の意見の代弁者にすぎないことが、歩銭割の問題の途中経過に、平方が納得しない以上退任するほかないと名主に申出ている事実によつても知られる。

当時における農民の土地所持の実態等についての詳細は江戸時代後半を扱う筈の続稿に譲るが、

そこには大規模な土地集積者はみられないけれども、同時に階層の分化は既にかかなりの深さまで進んでいる。従つて、歩銭割のような場合には、経済的利害関係による結合や分裂のおこることが当然予想されるのである。しかるに現実に生じたものは、沢と沢との間の意見の衝突であつて、階層間の対立はその中に姿を沈めてしまつている。そこに地縁結合としての沢組の結合の強靱さが認められるのである。

われわれは、このような沢組の地縁結合の強さの基盤がどこにあるかを問題としなければならない。それは決して単に歴史的な古さに求められるべきものではない。農民の歴史的変貌を貫いて自己を保持し続けてきた結合の基盤をこそ求めなければならないのである。いまはこの問題に立ち入る余裕がないのを遺憾とするが、その主たる要件はやはり水にあると考えられる。それは飲用を初めとする日常の用水を共にすることだけでなく、この村の水田灌漑用水が沢水の流れと関係が深く、そして農民の水田所持が居住する沢の流れに沿つて短冊形の耕地片の分散所持という形をとつていたことでもある。即ち、日常用水を共にする農民が、同時に灌漑用水を共にするという関係にあつたことが、沢組結合の基礎的要件をなしていたと思われるのである。本来的には行政上の村は、そのようなものとしての小聚落の連合体であつたのではなからうか。もちろん、村がそれだけのものであつたというのではない。現に上にも述べた通り4つの沢水はその中の一つである野明沢の水を分水したものであつて、それ故にこそ、17世紀前半の南北分村に際しても、それら4沢に沿う聚落が、他の聚落と分離して1村となつていたのである。

3 村落の内部構造 (2)

——単婚小家族農民の成立とマキ——

さて、南真志野における農民の社会結合として見逃すことのできない他の一様式は、マキと呼ばれる同族集団である。同族の家結合そのものは、いうまでもなく超歴史的存在であるが、この調査で取り上げたマキは、単婚小家族農民の同族結合

としてのマキである。従つてその意味でのマキの歴史は、単婚小家族農民の成立過程乃至その再生産構造のなかで求められるべきものである。

近世の農村構造を追究するに当つて、一般に用いられている手段は、検地帳および名寄帳などの記載を名請人別に集計整理することである。そこで、われわれも慣例にならつて、南真志野に残る最古の検地帳（全耕地を知ることのできる）である正保2年（1645）の「南真志野村田方畑方検地帳」（区有文書）の記載を所持高に従つて表示してみることにしよう（第1表）。

第1表 正保2年南真志野村持高構成

	屋敷所持者	屋敷無所持者	合計
3反歩以上	14人	15人	29人
2反歩以上	16	16	32
1反歩以上	28	25	53
1反歩以下	3	16	19
5畝歩以下	5	26	31
1畝歩以下	3	12	15
合計	69	110	179

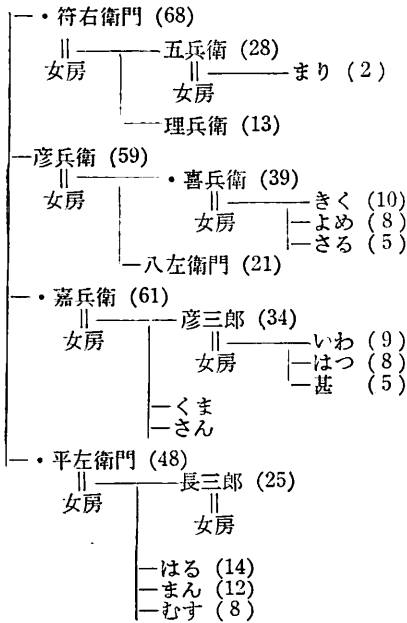
この方法によると、最高の持高をもつ善之允なる者にしても、3畝18歩の屋敷と5反5畝22歩の田、および2反4畝21歩の畑、合計8反4畝1歩を有するにすぎず、これを頂点として179戸の農家がそれぞれ狭小な耕地を分割所持しており、既に単婚小家族農民の自立が完成しているように見受けられる。しかし、それが直ちに実状であつたであろうか。例えば30坪に満たない土地の所持者で屋敷を有している者が3人おり、また同じく30坪未満の耕地のみを有して屋敷を持たない者が12人いる。5反歩、6反歩といえ最も大きな土地の所持者でありながら、屋敷を持たない者の数が、同じ層の屋敷所有者とほぼ同数に及んでいる。そうした者たちの実態はどのようなものであつたのか、理解に苦しむを得ない。近時の農村史家のうちには、屋敷と耕地とをあわせ持つ農民が“本百姓”であるというたぐいの解釈をとる者も少くないが、どこまでの妥当性もつか、俄には判じ難い。

この検地帳から28年後にあたる寛文13年

(1673) に作られた宗門人別帳がある。この宗門帳に記載されている同村の戸数は 82 戸 (うち 3 戸つぶれ) であつて、正保の検地帳の名請人数と比較すれば半数に満たない。複合家族の分解期と一般に考えられている 17 世紀中葉に、この村では逆に農民層の分解が生じて戸数が半減したと考えるべきなのであろうか。それが事実と反することは、寛文宗門人別帳の続柄記載をみていくとき明らかになる。この宗門人別帳の続柄記載は次のようなものである。

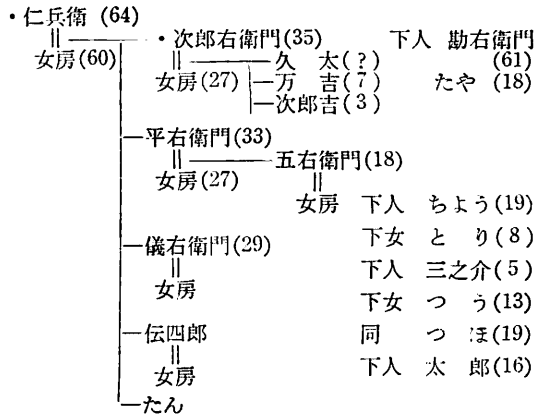
この記載例は、戸主の符右衛門にとつて、同村の彦兵衛、嘉兵衛、平左衛門が弟に当り、十三郎らが輩に当ることを示すのである。このような記載をたどることで、符右衛門を例にとれば次のような系図ができる (●印は戸主 洋数字は年令)

真言宗善光寺 御草履取符右衛門 六十八
当郷彦兵衛、嘉兵衛、平左衛門弟、当郷十三郎、小左衛門、田中新五兵衛むこ

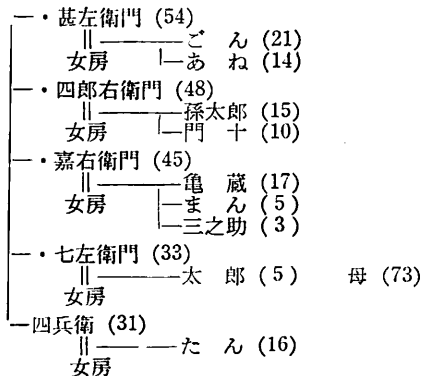


つまり、戸主である符右衛門、嘉兵衛、平左衛門は兄弟であり、喜兵衛は彼等の甥 (その父庄兵衛は隠居している) であつて、この代に分家したものであることが知られる。同様の事例は数多くみられるのであつて、それを整理してみると 1 代以前には約 45 戸であつたことを知り得る。そして

それら 45 戸のうちには、他村からの移住者と思われる 2 戸、続柄不明の者 7 戸が含まれており、それらを除いて、続柄記載によつて遡り得る上限 (2 世代前まで分るものがある) で戸数をとらえてみると、30 戸程度になつてしまう。これらの事実からみて、17 世紀の 50—70 年代に、この村の戸数は血縁分家によつて、ほぼ倍増しており、その少し以前の時期から分家の分立が生じつつあつたと考えて大過ないと思われる。そのような傾向が相当程度に進行した寛文 13 年 (1673) 現在、なおかつ複合家族形態はまだ完全には解消していないのである。顕著な 1 例を挙げれば、前節に触れた文政年間の名主仁兵衛の家の場合をみると、次のような形をとつている。



この場合、仁兵衛の 4 人の男子はみな妻帯しているが、そのうち長男の次郎右衛門のみが 2 人下人をつれて分家しているにすぎず次男以下は父仁兵衛のもとにあり、次男平右衛門の如きは、その子が既に妻帯しているから、5 夫婦で 1 世帯をな

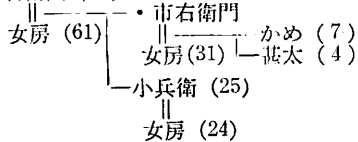


していたわけである。仁兵衛のもとに6人の下人がいるから、やがてはそれも分与されて、次男から順次分家していくことが予想される。

そこに窺われるこの村での血縁分家の仕方は、次の甚左衛門兄弟の場合に、より具体的に示されている。この例では、5人の男兄弟のうち甚左衛門、四郎右衛門、嘉右衛門の上3人はすでに分家していて、下の2人は七左衛門を戸主として同居し、ここに兄弟の母も同居している。要するに、兄から順次分離して分家を創立していき、親は末の男子にかかるという形をとつていたのである。

ところで、このような形で血縁分家が次ぎ次ぎに成立していくとき、それらの分家はそれぞれ独立の経済単位として自立を完うしていたのであろうか。ここでも実例を挙げて考えてみよう。

・忠右衛門 (63)



この例でも長男の市右衛門が分家していて、父忠右衛門は小兵衛と共にいるのであるが、人別帳は父忠右衛門と長男市右衛門が“御中間”であつたことを記載している。城下町である諏訪に武家奉公に赴いていたのである。従つて、分家である市右衛門の家には、31才の女房が7才と4才の2児をかかえて住んでいるにすぎず、奉公人も雇つてはいない。一方本家である忠右衛門の家は、次男小兵衛夫婦が母親と共に住んでいる。市右衛門の家は武家奉公(年季奉公)による貨幣収入があるけれども、農業経営の上では1個の経済体をなし得たとは考えられない。

しかも、このような事例は決して例外的なものではない。現に宗門帳では総戸数82戸(うちつづれ4)のうちに武家奉公人が25人記載されており、他に二ノ丸衆と書かれた武士身分の者が1人いる。しかもそれらの武家奉公人は、その殆んど全部が単婚家族の戸主であることに留意する必要がある。分立して間もない分家の戸主が武家奉公に出た場合、農業経営の上で自立の経営体となり得ないことが多かつたことは、さきに記した通

りである。そのような武家奉公が、総戸数の1/3を占めている事実は、単婚家族の成立と武家奉公による貨幣収入との間に、密接な関係のあつたことを推測せしめるに充分である。

初めに述べた通り、真志野は極めて古い村落である。慶長18年(1613)の信州諏訪郡高辻(藤森佐左衛門氏所蔵)によると(南北未分離の時代)石高1146石3斗8合であり(翌19年の信州諏訪方御頭帳は端数の8合を除いてある)、それから100年近くを経た宝永8年(1711)2月の信濃国高嶋領郷村高出帳の南北真志野の石高は1296石3斗8合であつて、その間150石の増加があるにすぎない。もつとも慶長18年の毛付高(作付面積)は916石1斗2升5合とあるから、用悪水路の改良による耕地の安定化を考慮する必要はある。それにしても、背後の山地が、その地理的条件の故に、殆んど耕地化を拒んでいるのであるから、耕地拡張の可能性は事実上極めて限定されざるを得なかつた。

従つて、生産力の上昇は主として反当収量の増加という面で存在した筈であり、また生産性の向上による反当必要労働量の縮小もあり得たと思われる。血縁分家の分立や、城下町への出奉公は、そのような形での生産力の上昇を基礎条件に持つていたのであろうことは考えてよい。それにしても、武家奉公による貨幣収入が、分家造出の具体的条件になつていたことは、嗣出する分家の農民としての自立性の弱さ以外のものではない。

われわれは、このような弱体な再生産基礎の上で展開した単婚小家族農民の自立こそが、本分家間の家結合であるマキの成立した根拠だと考えるのである。それ故に、そこでの家結合としてのマキは、決して単に祖先を同じくするという意識上の要件や、冠婚葬祭、儀礼など生活組織上の要件のみでなく、農業生産の面での協同組織という側面をより多く持つていたと思われる。

第2表は諏訪史談会編「諏訪史蹟要項17、諏訪市湖南篇」収録の「南真志野村人口変遷」(原表は原輝美氏の作成に係るもので、典拠は宗門人別帳である)を抄録したものであるが、この村落の人口が寛文期の518人(新田分を除けば恐らく約

第2表 南真志野村戸数人口の変遷
 (戸数は本村分のみで新田を含まず、人口は寛政5年
 以前は新田分を含む)
 (諏訪史談会編 諏訪市湖南篇より)

年代	西紀	戸数	人口	注
寛文13年	1673	79	518	
延宝2年	1674		515	
延宝6年	1678		589	
“9年	1681		608	人口のうち後山47 (7戸), 柵平2,
天和4年	1684		626	
貞享4年	1687		658	
元禄2年	1689	83	678	後山新田53(8戸), 柵平新田5,
元禄8年	1695		792	
元禄14年	1701		820	
元禄17年	1704	108	848	
宝永4年	1707		867	
正徳6年	1716	155	897	山新田88(11戸)
享保4年	1719	164	860	
享保10年	1725		868	
“18年	1733		891	
元文5年	1740	元文4年 176	887	後山18戸
寛保3年	1743		890	
寛延2年	1749		920	
“4年	1751		885	後山20戸
宝暦4年	1754	188	856	
“7年	1757		858	
“10年	1760		874	
明和4年	1767		880	後山20戸
“8年	1771		904	
安永4年	1775		858	
安永7年	1778		857	
天明2年	1782		859	
“6年	1786	172	854	後山新田145人 (52戸)
寛政5年	1793		856	
“8年	1796		711	この分より人口に おいて後山新田の 分を除いて計算す
“12年	1800		691	
享和4年	1804		644	
文化6年	1809	171	647	
“8年	1811		624	
“9年	1812	159	614	
文政3年	1820		559	
“8年	1825	155	509	
“10年	1827		511	
天保12年	1841	137	511	
弘化4年	1847	144	521	
安政4年	1857		504	
万延2年	1861	146	495	
慶応2年	1866		545	
明治3年	1870	145	559	
“6年	1873		692	

460人)から元禄期の約800人(本村分約750人)へとかなり著しい増加を示すが、その後は余り大きな変化を示さない。絶対数の増加は新田分の増加に差引かれるからである。そして18世紀末から19世紀にかけては減少傾向を示している。このような人口の動きに対して、戸数は、元禄期まで人口の増加と並行して増加したのち、人口増加の停滞期である享保一宝暦(18世紀前半)において著しい増加を来している。

このような人口と戸数との動態は、17世紀中頃に相当の勢いをもつて行なわれた血縁分家の創出(寛文の人別帳に養子に出した記載が殆んど全く見られないことに注目する必要がある)が、その後18世紀前半までの間に、ほぼ分家の創立を終つたことを物語るものとみてよいであろう。いいかえれば、18世紀の中葉である宝暦期に、この村における単婚小家族農民の展開が頂点に達したとみることが出来る。従つて、本分家関係によつて結ばれるマキもまた、この時期にほぼその全貌を整えたと推測してよいのである。知り得た限りでのマキに関する文献資料の上限がこの宝暦期であることも、必ずしも偶然ではないと思われる。

宝暦8年(1758)の名寄帳によつてみると、1町歩以上の土地を所持している農民は僅に3名にすぎない(但し記載が完全でないので若干の異動が考慮される)。分割相続による所持地の細分化は、本家といえども、その土地所有において、分家とそれほど異なる状態にあつたのである。水田生産力の飛躍的上昇は依然として考慮の外に置かれざるを得ない。そのような条件のもとで、しかも多数の分家が嗣立し得たということは、本家への依存を期待することなしに、分家が自立し得るような、何らかの条件の存在を予想せしめるのである。

それが何であつたかを、確証をもつて説明する用意が、今のところないのを遺憾とする。しかし分割相続の展開し始めていた寛文期に、城下町への武家奉公が数多くみられたことを、ここで想起したい。明和3年(1766)に幕府によつて行なわれた中馬改の際の馬数は、南北両真志野を合わせ

て55頭であり、安永2年(1773)度の両村の馬所在数も55頭、うち44頭が中馬稼に使われている。中馬稼とは、商品貨物を通し馬(宿駅での継ぎ送りを行なわない)で運搬する運送業である。真志野の44頭の中馬は、うち28頭が“甲州追い”に、16頭が“江戸追い”に向けられていた(農村史料調査会「近世農村の構造」1952. p. 36)。そこに示されている中馬稼は、馬の所有者が農間の副業とし営むものであるが、馬の所有者に馬士として雇われる者も少くはなかつた。他領との間の貨物の運送に水運の便を持たなかつた信州では、“岡船”と称された民間の運送手段としての中馬が、重要な役割を演じていたのである。しかもそれが農民の副業という形をとって行なわれていた。

真志野から数キロの位置にある諏訪は古代駅制における中山道の“諏波駅”以来、交通の要地であり、特に中仙道と甲州街道との分岐点として重要な位置を占めていた。安永2年現在、諏訪郡に2091頭の中馬が存したことは、この地方の農民が副業として交通業に広く接触していた事実を示す。真志野の44頭は特別に多い数字ではないけれども、甲府、江戸へと馬を追って貨物を運ぶという副業のあり方は、それが単婚小家族農民の自立と関係があるだけに、見逃すことのできない意味を持つのである。

農間副業として江戸への出稼が極めて多く行なわれたという伝承があり、文政年間の名主の日記にも、江戸半季願に関する記事が散見するが、それを時期的にどこまで遡らせることが許されるか、史料上の確証が得られない。しかし、中馬稼と共に18世紀中葉にまで、その始原を求めることができると思われるし、18世紀60年代に起つた宿駅と中馬との争論は、中馬の盛行が齎したものに外ならないから、江戸への半季出稼の多くなる時期も、ほぼ同じ頃に推定して大過ないと思われる。そして、それら副業の増加が、この村における戸数の急激な増加と時期を同じくしているのである。

この村における養蚕製糸業の初期の歴史についても、殆んど全く史料所見がない。しかし、周

辺村落における事例から推して、宝暦一明和(18世紀中葉)に一つの劃期があつたと思われる。諏訪藩が明和5年(1768)から繭の運上制度を始めているのも、一つの指標とすることができよう(平野村誌下巻 p. 12)。

4 む す び

南真志野における単婚小家族農民の分立が、17世紀中葉と18世紀中葉との2度に、集中的に展開したと思われることをさきに述べたのであつた。かつて戦国期に諏訪氏の族臣である矢嶋氏の君臨していたこの村は、日根野氏の時代に一時金子姓の一族が支配的な力を持つた時期があつたようである。しかし、単婚小家族農民の第一の展開期であつた17世紀中葉には、そのような特定のマキの支配力は既に消滅していた。南真志野における農家の系譜を詳細に調べておられる原輝美氏の教示によれば、寛文の人別帳にみえる農家のうち、族姓を知り得る者は、藤森姓4、関姓3、原姓2、金子姓2、熊沢姓2、池田姓、矢沢姓、長峰姓、伊藤姓各1であつて、肝煎は藤森姓から、年寄は関、金子、熊沢姓から1人宛が出ている。

寛文期には武家奉公、宝暦期には恐らく中馬稼、江戸出稼および養蚕という副業の存在が、単婚小家族農民の分立する条件をなしたということが、この村の農民の再生産構造の開放性を物語っているといえる。しかし、それはあくまでも副業である限り、彼等の基礎は依然として水田経営に置かれていた筈であり、そこに共同体的な閉鎖性の条件はあつた筈である。

その際、当然考慮さるべきものは、背後の広大な山林であろう。山林は、地付山である内山と奥山である外山とに区別され、後者は諏訪郡の村々のみならず伊那郡の諸村も入会う入会山であつた。一方の内山は私有林、神社有林(郷林と称する)および寺院有林に分れるが、宝永4年(1707)現在における私有林の分割所有の内訳をみると、所有者数は40戸、最大の所有者でもその面積は504坪(約1反7畝)にすぎず、最小は僅か6坪という者さえある。(「御林郷林面々持くね吟味帳」南真志野区有文書)この私有林所有者40戸なる数

字は、17世紀前半のある時期の実戸数を示すものと思われ、従つてそれらは本家筋農民と見らるべきものである。採草地としての林野所有が有力農民の零細農支配のための要件となることは、しばしば見られるところであるけれども、この村の場合のような狭小な私有林保有では、本家の分家統合の根柢とはなり得なかつたであろう。裏を返せば、ここでは農民の林野利用は、外山の利用として、村落結合のための重要な要件をなしたということである。

外山については、南北真志野が一体をなし、北有賀、南有賀、町屋、清水、下金子、文出、小川、大熊、北小屋の諸村を枝村とする“地元村”として、入会山の相当広大な地域についての管理権を所有していた。そのような共有林の利用が、個々の農民によつて無媒介になされたのかどうか、換言すれば、他村に対する共有権・管理権の主張は両真志野村としてなされるが、その現実の利用については、例えば地縁小聚落結合としての沢組が単位をなしていたのではなかつたか。その点についての文献上の所見がないけれども、臆測をさしはさむ余地はありそうに思われる。

要するに、副業が重要な位置を占めたこの村の単婚小家族農民にとつて、開放性はその自立のための不可欠な条件であつた。しかし、水田農業に再生産の基礎がある限り、共同体的結合とその閉鎖性のなかにおかれることを免れない。その場合の主たる結合様式として、マキの族縁結合と沢組

の地縁結合があつたことを、上に述べたのであつた。そして族縁結合は、個々の農家が貨幣経済の発展と共にその自立度を強めていく過程で、結合の核である本家（この村では先祖本と呼ぶ）が分家群に対する統制を維持し続ける条件に欠けている。マキはもちろん存続するけれども、そのなかでの本分家関係にはヒエラルヒッシュな性格が消えていき、補充的な生活組織であると同時に家格意識として機能するにとどまるような方向を指向していたに相違ない。それに反して、水（飲用と灌漑用とを合わせて）の共同利用を契機とする沢組の地縁結合は、養蚕業の発展に伴う畑方農業の重要度の増加をもつてしても、容易に解体されないであろう。山林の共同利用がそれに加わつていたと仮定すれば、一層の強固さを維持し得た筈である。沢組は、その内部に五人組という最小規模の地縁結合を有していた。しかもそれは公的性格を持つ制度でもあつたから、生活組織としての農民結合において、五人組はマキの機能を吸収しつつ重要性を増していつたと思われる。それは五人組を下部組織とする沢組結合を同時に補強するものであつた。

貨幣経済の滲透は、農民の間に階層の分化を押し進めずにおかなかつた。それにも拘らず、階層間の矛盾を覆いかくすだけの力を沢組が保持していたことを、さきに引用した文政の名主日記は示しているのである。